

佐賀県障害者ボランティアグループ等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域住民の自発的な取組や障害者の社会参画の促進を図るため、障害者やその家族など当事者の想いに寄り添いながら活動する障害者ボランティアグループ等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象)

第2条 補助事業者は、佐賀県内に在住の障害者やその家族等を対象に活動する障害者ボランティアグループ等で県が認める者とする。

2 前項の補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の補助対象者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付の対象経費及び補助率（補助金額）)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率（補助金額）は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助率（補助上限額）
障害者等の支援に関する活動に要する経費 (1) 旅費・交通費 (2) 備品費 (3) 消耗品費 (4) 製作費 (5) 通信費 (6) 会場費 (7) 謝金 (8) 食料費 (9) その他	10 分の 10 以内 （金 100,000 円）

（補助金の交付申請）

第 4 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請書は、様式第 1 号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、原則事業開始 30 日前とし、その提出部数は 1 部とする。

3 規則第 4 条第 3 項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。

（補助金の交付の条件）

第 5 条 規則第 5 条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助金額又は補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、次に規定する変更については、この限りでない。

ア 当初の申請内容と同質性が失われない範囲で計画の実施に影響を及ぼさない軽微な変更

(3) 補助事業を行うために発注を行う場合、佐賀県ローカル発注促進要領（平成 27 年 10 月 2 日付）に基づき県内企業へ発注するように努めること。

(4) 佐賀県内の障害者の社会参画に資する活動であること。

(5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第 2 号により知事の承認を受けること。

(6) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後 5 年間保管すること。

- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日以内又は毎年度3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、概算払で交付することができるものとする。

- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第5号の及び様式第6号のとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月28日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。